

(別添)

馬インフルエンザ検疫対応方針

輸入馬の馬インフルエンザに係る検査及び検査に基づく対応方針は以下のとおりとする。

1 検査方法等

(1) 採材

鼻腔スワブを迅速抗原検査用及び遺伝子検査用にそれぞれ1本ずつ、合計2本採材する。

(2) 入検時の検査

すべての輸入馬を対象として、係留施設到着後、速やかに鼻腔スワブを採材し、次の検査を実施する。

ア 係留検査を担当する動物検疫所は、迅速抗原検査（馬インフルエンザウイルスを検出できることが確認されている A 型インフルエンザ診断キットを使用する。以下同じ。）を実施する。

イ 精密検査部は、遺伝子検査を実施し、陽性の場合は、ウイルス分離検査を実施する。

ただし、肥育用素馬及びと畜場直行馬については、検査体制が整備されるまでの間、迅速抗原検査が全頭陰性であれば、遺伝子検査を省略できることとする。

(3) 臨床的に異常を認めた時の検査

係留中の馬が馬インフルエンザを疑う症状である発熱、鼻汁の漏出、発咳等を呈した場合は、速やかに鼻腔スワブを採材し、迅速抗原検査及び遺伝子検査を実施し、遺伝子検査陽性の場合は、ウイルス分離検査を実施する。

(4) 後採血

輸入馬全頭（肥育用素馬及びと畜場直行馬を除く。）を対象として、初回採血からおおむね1週間後に後採血を実施し、「輸出入動物から採取した血清の保存について」（昭和52年11月5日付け52動検甲第1341号）に基づき保存する。

ただし、肥育用素馬及びと畜場直行馬については、遺伝子検査又はウイルス分離検査が陽性となった場合に、全頭後採血を実施することとする。

2 検査結果の判定

(1) 迅速抗原検査が陰性の場合

ア 遺伝子検査が陰性の場合は、馬インフルエンザに感染していないと判定する。

イ 遺伝子検査が陽性の場合は、馬インフルエンザに感染していると判定し、3の措置をとる。

(2) 迅速抗原検査が陽性の場合

ア 遺伝子検査の結果がまだ判明していない場合は、馬インフルエンザに感染している疑いがあることから、直ちに隔離し、綿密な臨床観察を実施する。その後の対応は、遺伝子検査結果を待って行うものとする。

イ 遺伝子検査が陽性の場合は、馬インフルエンザに感染していると判定し、3の措置をとる。

ウ 遺伝子検査が陰性の場合は、馬インフルエンザに感染していないと判定する。

(3) 遺伝子検査又はウイルス分離検査が陽性の場合

馬インフルエンザに感染していると判定し、3の措置をとる。

3 検疫対応

(1) 隔離

馬インフルエンザに感染している馬及び馬インフルエンザに感染している疑いのある馬は、直ちに他の馬から隔離し、綿密な臨床観察を実施する。

馬インフルエンザに感染している疑いがあるため、隔離した馬については、遺伝子検査の結果、

ア 全頭が陰性であれば、隔離を解除することができる。

イ 一部が陽性であれば、陽性馬をさらに隔離することが望ましいが、これができない場合は、そのままの状態でも隔離を継続する。残りの陰性馬を元の馬群に戻すことはしない。

(2) 感染馬

感染馬を隔離した日を起算日(0日目)とし、7日目及び14日目に鼻腔スワブを採材し、迅速抗原検査及び遺伝子検査を実施し、14日目に実施した遺伝子検査が陰性であれば、馬インフルエンザをひろげるおそれがないものと判断する。

14日目に実施した検査の結果、遺伝子検査が陰性でなかった場合は、14日目以降、7日目ごとに迅速抗原検査及び遺伝子検査を実施し、遺伝子検査が陰性となるまで繰り返す。

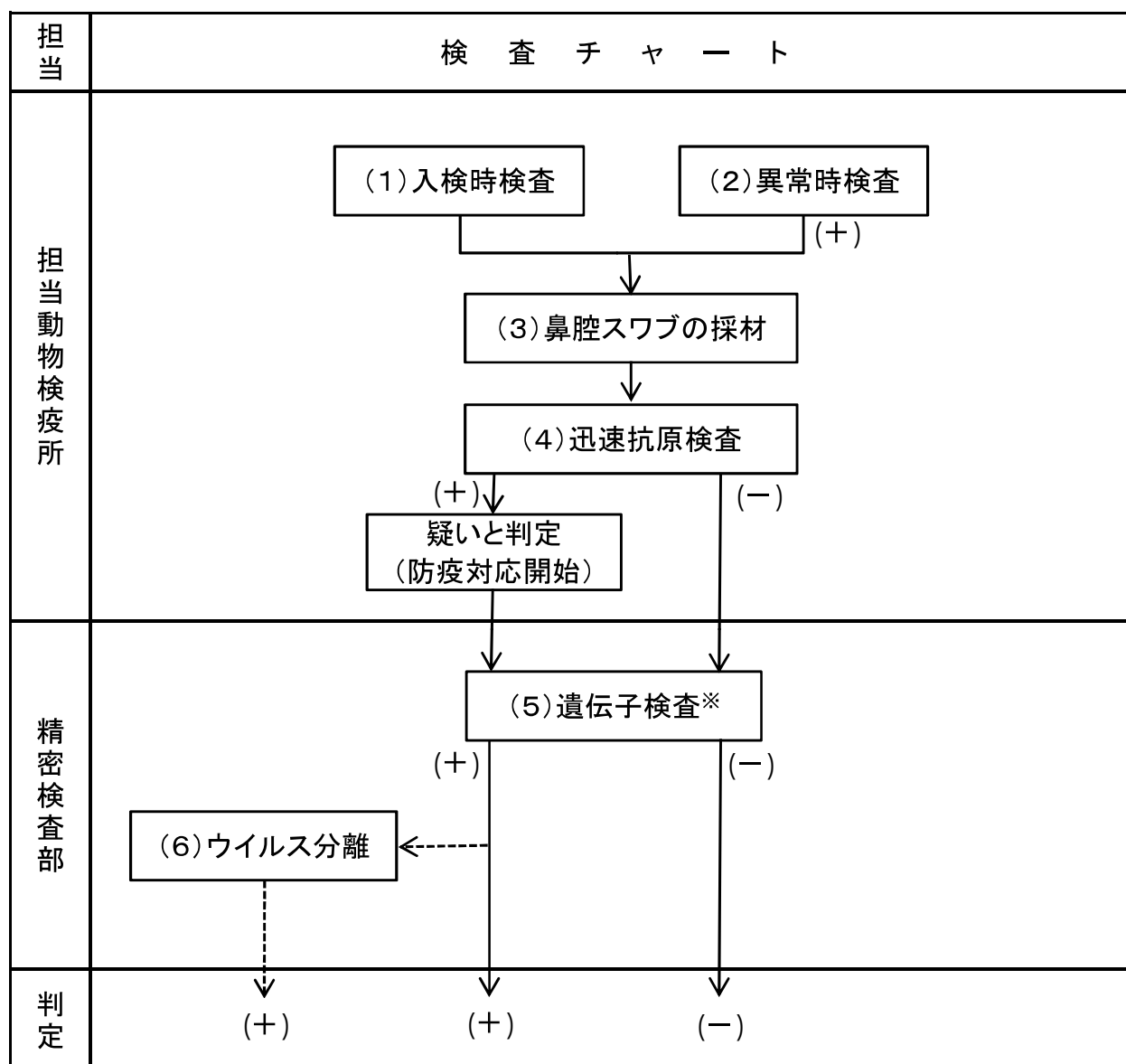
(3) 感染馬と同一ロットの馬

ア 感染馬と同一ロットの馬については、綿密な臨床観察を実施し、異常を認めた場合には1の(3)に定める検査を実施するほか、感染馬を隔離した日を起算日(0日目)とし、7日目及び14日目に鼻腔スワブを採材し、迅速抗原検査を実施し、陽性馬については、遺伝子検査を実施する。

イ これらの検査の結果、新たな感染馬の確認がなければ、馬インフルエンザをひろげるおそれがないと判断する。

ウ これらの検査の結果、新たな感染馬が確認された場合は、当該感染馬については隔離し、その日を起算日として(2)の検査を、その他の馬については(3)のアの検査を実施し、それぞれの項目に規定する対応をとる。

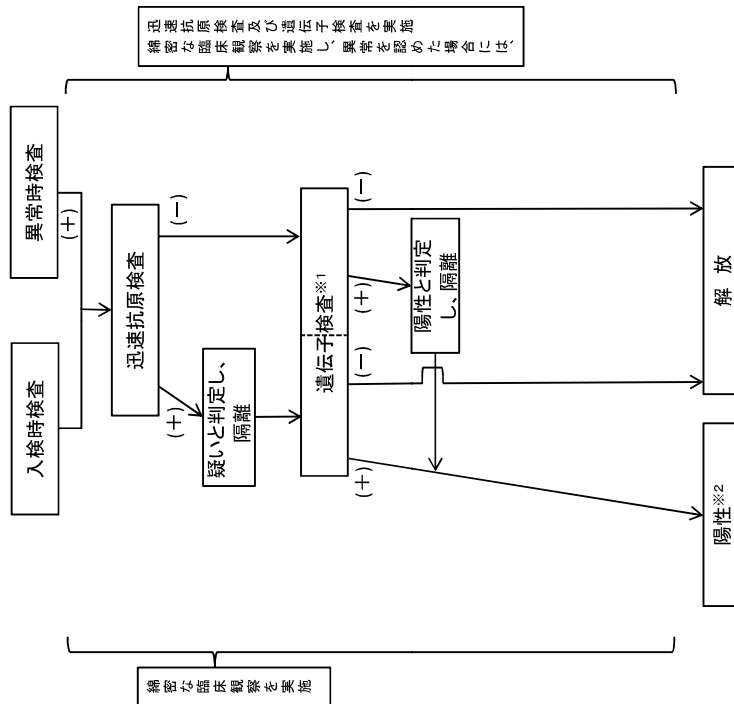
馬インフルエンザ検査チャート



- (1) すべての輸入馬を対象として実施する。
- (2) 発咳(初期乾性のち湿性)、鼻汁漏出、発熱、元気消失、食欲不振
- (3) 迅速抗原検査用及び遺伝子検査用の鼻腔スワブを採材する。
- (4) 馬インフルエンザウイルスを検出することが確認されているA型インフルエンザ診断用キット(市販品)を使用。
- (5) 馬インフルエンザウイルスの特異遺伝子を検出できることが確認されている方法で実施する。
- (6) 馬インフルエンザウイルスを分離できることが確認されている方法で実施する。

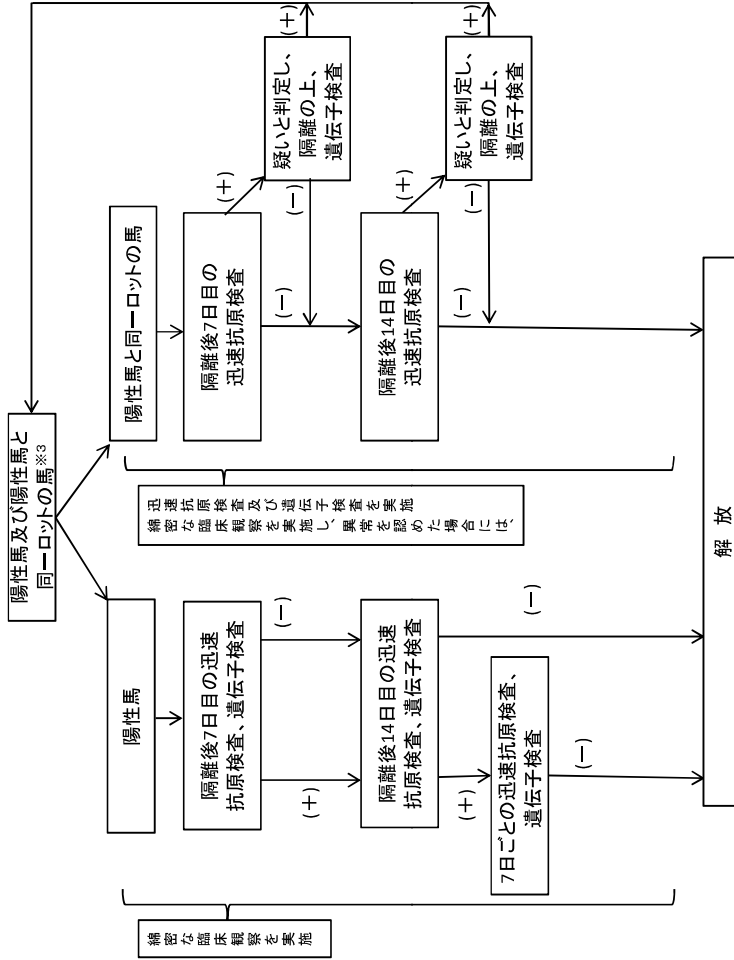
※ 肥育用素馬及びと畜場直行馬については、検査体制が整備されるまでの間、迅速抗原検査が全頭陰性であれば、遺伝子検査を省略できることとする。

図1 輸入馬の検査結果による検疫対応
(陰性馬及び陽性馬確認時までの検疫対応)



※1 肥育用素馬及びと畜場直行馬については、検査体制が整備されるまでの間、迅速抗原検査が全頭陰性であれば、遺伝子検査を省略できることとする。
※2 陽性馬確認以降の検疫対応については、図2を参照。

図2 輸入馬の検査結果による検疫対応
(陽性馬確認以降の検疫対応)



※3 陽性馬確認以降の検疫対応。